

秋田市災害時要援護者の避難支援プランの概要

1 基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本プランは、第2次秋田市地域福祉計画の重点事業の取り組みとして、秋田市地域防災計画の「災害時要援護者の安全確保」を具体化し、地域における平常時からの災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集伝達、避難誘導などの避難支援体制づくりを進める際の指針となるものである。

災害においては「自らの身の安全は、自らが守る。自らの地域は、自らで守る。」が基本であり、まずは一人ひとりが自分や家族の身を守る「自助」、その上で、隣近所に声掛けや安否確認を行い、さらに自主防災組織や町内会単位で避難支援を行う「共助」となる。

時間帯や災害の種類など、地域の特性に応じた支援体制づくりが必要であり、そのため、自主防災組織、町内会が地区民児協や地区社協のほか、事業者や学校も含めた様々な団体との連携と地域住民も巻き込んだ取り組みが必要である。

本プランに基づく支援体制づくりは、避難に対する準備行動が可能な、風水害などの一般災害に有効であり、一般災害向けの支援体制の確立は、地震等の大規模災害においても、被災後の避難や安否確認をスムーズに行うことにつながる。

(2) 対象とする災害時要援護者

災害時要援護者のうち、特に支援が必要と思われる下記の要援護者の情報を市地域福祉推進室で一元的に収集する。

下記のいずれかに該当する居宅生活者で、同居家族等の支援だけでは自力避難が困難な者

- ア 要介護認定結果が要介護1以上の者
- イ ひとり暮らし高齢者、高齢のみ世帯、日中独居・同居者病弱の高齢者など
- ウ 身体障害者手帳所持者のうち、肢体不自由（1～2級）、聴覚障害・平衡機能障害（1～3級）、視覚障害（1～3級）
- エ 療育手帳A所持者
- オ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者
- カ 小児慢性特定疾患患者のうち、重症認定患者
- キ 精神保健福祉手帳1級所持者
- ク その他市長が必要と認める者
（上記の基準に準ずる者、外国人、妊産婦、乳幼児等）

2 災害時要援護者情報の収集と共有

(1) 要援護者情報の収集と共有

要援護者のうち、本人または家族から同意が得られた者を「避難支援対象者名簿」に登録し、地域の民生委員、自主防災組織、町内会に名簿を提供する。

その他市長が必要と認める者として申出があった者も地域に名簿を提供する。

地域への名簿提供は、外部への情報提供にあたることから、誓約書の提出や研修受講の義務づけなどにより、個人情報保護に配慮する。

(2) 避難支援対象者名簿の活用

地域では、提供された名簿に基づき、個別避難支援プランを作成するほか、町内会単位で福祉災害マップの作成や避難情報の伝達体制を構築する。

また、災害発生時には名簿を活用し、避難情報の伝達、避難誘導、安否確認など一連の避難支援を行う。

3 個別避難支援プランの作成

要援護者一人ひとりの状況を確認するため、名簿に基づき、自主防災組織および町内会が実施主体となり、民生委員の協力を得ながら実際に対象者宅を訪問し、作成に同意した要援護者について個別避難支援プランを作成する。

なお、難病者や精神障がい者等、避難にあたって特別の配慮が必要な者については、必要に応じて所管課が同行訪問し、個別避難支援プランを作成する。

各地域で作成した個別避難支援プランは市が保管し、写しを要援護者本人および支援者に送付する。

なお、支援者は、避難情報の伝達や避難所までの移動支援などをボランティアとして行うものであり、倒壊家屋からの救援活動などは消防等の専門機関が行う。また、支援者の選定は、支援者の同意を前提とし、時間帯や災害状況により複数の支援体制を想定する。

4 情報伝達体制

要援護者は避難行動に時間を要するため、市防災安全対策課では、避難勧告・避難指示の発令に先立って、避難準備情報を発表する。

避難準備情報は、市地域福祉推進室から自主防災組織、町内会等の情報伝達責任者を通じて支援者や要援護者に情報を伝達する体制を整備する。

あわせて、地区民生児童委員協議会の連絡網など、複数のルートで情報を伝達することにより、確実に要援護者に情報が伝達できる体制とする。

5 避難所における支援

避難所においては、地域防災計画に基づき、市が避難所の運営を行う。あわせて、各避難所に要援護者用の窓口を設置し、相談対応や情報伝達、支援物資の提供等を行う。

市は、大災害発生時など避難生活が長期になり、通常の避難施設では、避難生活が困難となる要援護者に対応するため、バリアフリーに対応した老人福祉施設や障害者支援施設、養護学校等を福祉避難所として開設する。そのため、市では事前に該当する福祉施設等を管理運営する者と協定を締結する。

なお、福祉避難所でも避難生活を送ることが困難であり、継続的な医療・福祉サービスが必要な場合は、一時的に医療機関・福祉施設への緊急入院・入所を行う。

6 関係機関・団体との連携

(1) 避難支援プランに基づく地域の取り組み

災害への取り組みは、「自分の身は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、各主体が具体的な災害対策を協力しながら進める必要がある。

地域においては、本プランに基づく避難支援体制づくりに取り組むことで地域防災力の強化につなげることができる。また、日中や夜間、洪水や地震等で対応が異なるため、地域ぐるみの取り組みが必要である。

災害時の要援護者支援は地域（近隣）の共助の力が必要であることから、公・共・私の役割分担を明確にし、共通認識を持つことが必要である。

(2) 公・共・私、それぞれにおける各団体の役割

ア 市の役割（公の取り組み）

防災部門では、平常時に、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進める。災害時には、災害対策本部等を運営し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の避難情報を発表・発令するとともに、避難所の開設、備蓄品提供等を指示する。

福祉部門では、要援護者情報を集約・整理した避難支援対象者名簿を作成し、日ごろから地域と情報を共有するとともに、地域の避難支援体制づくりを支援する。災害時は、各地区自主防災組織と町内会の代表者および地区民児協へ避難準備情報を伝達するとともに、安否確認情報の集約と関係機関等との連絡調整を行う。また、避難所に職員を派遣し、要援護者の相談や情報提供、ニーズ対応に努める。

イ 地域の役割（共の取り組み）

自主防災組織および町内会は、要援護者の個別避難支援プランの作成、要援護者と支援者の顔合わせ、避難場所や避難ルートの確認、避難訓練の実施などを行う。災害発生時には、地域住民と協力し、要援護者の避難誘導、安否確認を行う。

地区民生児童委員協議会は、自主防災組織や町内会が行う個別避難支援プランの作成に協力する。また、災害発生時には、避難所において福祉班に協力し、要援護者の相談に対応する。

地区社会福祉協議会では、地区内の住民の福祉の向上を目的とする自主的な住民組織であることを生かし、見守りネットワーク事業の実施を通じて、日頃からの地域内における関係団体間の連携・協力体制の構築を進める。

支援者は、避難支援対象者を日ごろから見守り、災害のおそれがある場合には自主防災組織からの避難準備情報を受け、避難支援対象者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援する。

ウ 要援護者自身の役割（私の取り組み）

要援護者自身も「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、「必要な支援」を周囲に周知することが必要である。また、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど日ごろから隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保つことが大切である。